

令和6年度第13回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和7年3月10日（月）午後3時30分

2 場 所 銚子市勤労コミュニティセンター2階ホール

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 令和7年度銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金について

議案第5号 農地法第52条の規定による情報の提供等について

議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画の策定に関する意見聴取について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	欠 席	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 16番岩瀬 定雄委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後3時30分開会
議 長	それではただいまより、令和6年度第13回銚子市農業委員会総会を開

会いたします。本日の欠席者は、議席番号16番岩瀬 定雄委員の1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号2番 加瀬 明委員

議席番号3番 平津 清委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は長塚町5丁目1515番、登記簿地目田、現況田、地積280㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道356号線を東庄方面に進み、銚子西中の信号を左折し、七ツ池方面に進み、飯田運送先の十字路を右折し、160m進み左折し150m進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、非農であり、申請農地を管理できないので、農地を有効活用させるべく譲り渡します。譲受人は、申請農地を譲り受け、経営規模拡大を図ります。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、

周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇(持分1/2)外1名です。申請の地番、地積は小畑新町7938番1、登記簿地目畑、現況畑、地積1174㎡外1筆合計地積2,962㎡です。申請地は、一部農業振興地域内の農用地区域外にあり一部農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、コメリ小畑店の隣接地です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、後継者がいないため耕作地を貸し出したい。譲受人は、新規就農するため自宅から近く耕作に効率的な申請地を借り受けます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組む計画であり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、譲受人が新たに農業を始める計画であるため、第1調査区において3月3日調査会の際に譲受人においでいただき、営農計画等について確認をいたしました。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番と順位 4 番について関連がありますので一括審議いたします。 担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 3・4
〇〇委員	それでは、順位 3 番と順位 4 番について関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外 3 名です。申請の地番、地積は上野町 5 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 1, 2 5 6 m²外 1 筆合計地積 2, 2 4 7 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、本城町の水道局の坂を上り右折し、3 0 0 m 先を左折した 1 0 0 m 先の右側です。現在はキャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作を行わないためです。譲受人は、耕作面積を拡大することを考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 5
〇〇委員	それでは、順位 5 番についてご説明申し上げます。本件は農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇〇です。申請の地番、地積は三宅町 3 丁目 2 1 0 3 番、登記簿地目畑、現況田、地積 4 1 6 m²外 1 筆合計地積 1, 4 3 0 m²です。申請地は、農振農用地区域内であり、現地調査をしたところ、場所は、広域農道と交わる県道飯岡松岸停車場線の信号から三宅方面に進み 1 0 0 m 先の右側です。現在はダイコンの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、相続した農地であり、耕作しないためです。譲受人は、耕作面積を拡大することを考えており、作業効率が良くなるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 6 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 6
〇〇委員	それでは、順位 6 番についてご説明申し上げます。本件は農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は赤塚町 2 4 7 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 3 5 0 m²です。申請地は、農振農

用地区域内であり、現地調査をしたところ、場所は、柴崎町から県道飯岡松岸停車場線を三宅町方面に進み、中谷スタンドのところを右折し300m進み、突き当りを右折し200m先の左側です。現在はダイコンの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、遺贈された農地であり、耕作しないためです。譲受人は、耕作面積を拡大することを考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位7番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の7

〇〇委員

それでは、順位7番についてご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町6973番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,404㎡です。申請地は、農振農用地区域内であり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい、小浜町の信号を左折し700m進み左折し、500m進み右折し、200m先のところす。現在はキャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作することが困難なためです。譲受人は、耕作面積を拡大することを考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利

用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位8番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の8

〇〇委員

それでは、順位8番についてご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による一括贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇〇です。申請の地番、地積は桜井町2番1、登記簿地目田、現況畑、地積405㎡外9筆合計地積1,883.30㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内であり、一部農業振興地域内の農用地区域外です。現地調査をしたところ、場所は、市立豊里小学校のところの豊里駐在の隣外で、現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、相続により取得した農地であり、高齢で耕作しないためです。譲受人は、将来的に少しずつ耕作地の拡大を考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

譲受人と譲渡人の関係はどのようなものか。

事務局	昔からの親せきと聞いております。
〇〇委員	相続人以外のものが、一括して贈与を受ける場合は、一般的な３条許可でいいのか。一括贈与と贈与の違いはあるのか。
事務局	農地として贈与する場合は、３条許可が必要です。一括贈与と贈与の、農地法上の違いはありません。
議 長	ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位１番と２番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第２号の１・２
〇〇委員	それでは、順位１番と順位２番は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外１名です。申請の地番、地積は、芦崎町１４９０番、登記簿地目畑、現況畑、地積３１４㎡外１筆合計地積８９９㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、芦崎町カインズホームの信号を右折し、終末処理場を右折し９００ｍ進み右折し１００ｍ先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１３２枚・パワコン１台を設置する予定で、工期としては令和７年４月３０日から令和７年６月５日までの予定となっています。事業に係る資金として

は、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 3

〇〇委員

それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、笠上町 7 2 0 4 番 5、登記簿地目畑、現況畑、地積 2 2 5 ㎡です。申請の用途は、駐車場 4 台用地です。申請地の場所は、笠上町セブンイレブンから海岸方面に 3 0 0 m 進み右折し、1 0 m 先の右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 4 台 2 2 5 ㎡です。工期としては、許可日から令和 7 年 4 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終

	わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第２号の４
〇〇委員	それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、松本町５丁目３９６番１、登記簿地目畑、現況畑、地積６９７㎡外２筆合計地積８１６．６０㎡です。申請の用途は、宅地分譲４区画用地です。申請地の場所は、松本町モンベルジェからＪＲの松本踏切を渡り５０ｍ先の右側です。現在はキャベツの作付けがされていきました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については工業地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、宅地分譲４区画、通路８５．２１㎡です。工期としては、令和７年６月１日から令和７年１０月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道へ排出します。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)

議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員退席)
議 長	議案第 3 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてありますので、順位 1 番から 1 3 番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。 議案第 3 号
事務局	それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 1 3 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。 設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 1 2 名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 7 名。申請の地番・地積は、野尻町 7 5 8 番 登記簿地目田、現況田、地積 1, 0 1 8 m²外田 9 筆、畑 1 7 筆、合計地積 2 2, 2 7 0 m²です。その内容ですが、順位 1 番は、新規に 5 年の賃借権を設定しようとするもので、田 2 筆、合計地積が 2, 0 6 5 m²です。順位 2 番は、新規に 5 年の使用賃借権を設定しようとするもので、畑 1 筆、地積が 2 8 7 m²です。順位 3 番から 1 2 番は、新規に 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、田 8 筆、畑 1 3 筆合計地積が 1 7, 7 0 6 m²です。最後に順位 1 3 番は、継続して 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 3 筆、合計地積が 2, 2 1 2 m²です。以上順位 1 番から 1 3 番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	順位 2 番の権利が、使用貸借であるが、賃貸借との違いは何か。

事務局	使用貸借の場合は、賃料が発生しません。
議長	ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。
	(なし)
議長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。
	本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
	(〇〇委員着席)
議長	議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
	(事務局朗読)
議長	事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。
	議案第４号
事務局	それでは、議案第４号、令和７年度「銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金」について、ご説明いたします。 初めに設定の『趣旨』を申し上げます。農業従事者の減少や兼業化が進行しており、その反面、大型農業機械の導入や、農地の借入、購入、農作業受託による大規模経営も増加しております。こうした中で、規模拡大を図る手段として、農作業の部分受託や全面受託による規模拡大が増え、このことは、農業機械の効率利用ということからも、今後とも増えることが予想されます。このように、今後とも増えるであろう農作業受託において、農業機械による受託料金等を設定することは、農作業受委託を円滑に推進する上で必要かつ重要と考えられることから、標準労働賃金等を農業委員会において設定するものです。設定に当たっては、３月３日の農政部会で協議した結果を本総会に提案し、承認、決定されることとなります。また、適用は４月１日からとなります。なお、金額の増減等は千葉県農業会議が作成した「令和７年度地域別農作業別標準賃金及び機械による標準農作業料金」を基に、委員の皆様のご意見をお伺いし決定します。 では内容の説明に入ります。６ページの上段に千葉県農業会議決定額を項目ごとに、その下の欄に、本市農業委員会原案、また、参考として、別表に令和６年度の決定額を掲載してございます。まず、千葉県農業会議の

決定額ですが、表の見方としましては、上段の括弧内の数字が前年度より上昇した額です。今回は下降したものはありませんでした。標準額の中の『農作業賃金』は県下の10箇所の農業事務所単位に、また『機械による標準農作業料金』は千葉県下一本で設定されております。今回の『農作業賃金』ですが、水田作業、畑作業ともに増額となりました。また、『機械による標準農作業料金』も全て増額となっています。次に、本市の原案でございますが、従来から千葉県農業会議の決定額を基本に作成しているため、今回も同様とし、本市の標準額としましては、県農業会議の決定額の中で前年と変動があった項目について、変動額をそのまま銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金にスライドさせています。なお、最近では耕運機やバインダー、ハーベスター等の小型農業機械を使用する機会が減っており、千葉県農業会議でもその金額を設定していないことから、本市でも令和7年度から金額の設定を行わないこととしました。今回、千葉県農業会議の決定額で変動があったものは、水田作業田植え、稲刈りともに100円の増、畑作業が400円の増、トラクターでの水田耕起が300円の増、トラクターでの水田代かきが400円の増、畦塗りが1円の増、田植機での植付けが500円の増、コンバインでの刈取脱穀が1,200円の増、乾燥調製が100円の増、育苗が90円の増となっております。標準農業賃金については、前年の地域の農業労働賃金を基に各地域の主要産業の恒常的賃金や各業種のパート賃金、地区内における大工や左官などの農外賃金などの上昇率を勘案し設定されています。いずれの職種においても、賃金が上昇しているため標準農業賃金も上昇したものです。また、農業機械による標準作業料金については、使用する農業機械の平均価格や1反部当たりの労働賃金、燃料費などを基に算出されております。全ての作業料金が上昇している主な理由は、物価高騰などにより農業機械の価格が上昇しているためです。本市においてもそれぞれ同じ額を増額し、水田作業田植え、稲刈りともに100円の増で8,800円、畑作業が400円の増で9,100円、トラクターでの水田耕起が300円の増で7,200円、トラクターでの水田代かきが400円の増で7,400円、畦塗りが1円の増で42円、田植機での植付けが500円の増で9,100円、コンバインでの刈取脱穀が1,200円の増で19,300円、乾燥調製

が１００円の増で３，４００円、育苗が９０円の増で８３０円、トラクターでの畑耕起は、トラクターでの水田耕起を準用していますので７，２００円となります。なお、７ページには、過去５年分、令和２年度からの本市及び千葉県農業会議の決定額の比較表を添付してございますので、参考までにご覧ください。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会長 本件につきましては、３月３日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議 長 ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。議案第５号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

議案第５号

事務局 それでは、議案第５号についてご説明いたします。

本議案は、農地法第５２条で「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と規定されており、これに基づき賃借料情報の提供を行うものです。なお、賃借料情報の作成基準は全国農業会議所の「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき、令和６年１月～令和６年１２月分の賃

借料の実績をもとに田、畑それぞれの最高額、最低額、平均額を算出いたしました。また、金額は算出結果を四捨五入し100円単位とし、現物支給の場合は、米60kgを21,600円として換算しております。なお米の換算数値は、農地中間管理機構が借り受けている農地の米価資料の提供を受け算出しております。賃借料の金額ですが、田の最高額が21,100円で昨年と比較すると3,000円の増となります。次に最低額は4,100円で、昨年より800円の減となります。次に平均額ですが9,700円で、昨年より2,100円の減となります。算出したデータ数は19件です。次は畑ですが、最高額が67,900円で昨年より8,500円の減です。最低額は7,300円で昨年より600円の増です。つぎに平均額ですが25,200円で昨年より700円の増となっております。算出したデータ数は204件です。以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、加瀬農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会
長

本件につきましては、3月3日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議 長

ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員
事務局
議 長

千葉県 averages の金額について知りたい。

公表されていないため、わかりません。

ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第6号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。本議案は、地域計画の策定に対し、銚子市長から意見を求められたため、全員協議会において農産課の説明を受けましたので、説明を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、説明を省略します。本件について、ご意見はございますか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件の地域計画の策定に対し、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。議案書の10ページから15ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和6年度第13回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

午後4時31分閉会

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員

|